

○警備業法の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程

(平成31年4月22日島根県公安委員会規程第3号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第46条の規定に基づく報告又は資料の提出の要求（以下「報告等の要求」という。）及び第47条の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告等の要求及び立入検査の基本)

第2条 報告等の要求及び立入検査は、法の施行に必要な範囲内で行うものとし、職権を濫用し、又は正当に営業している者に対して過重な負担を課することがあってはならない。

(報告等の要求の範囲)

第3条 報告等の要求は、法の目的の範囲内で行う指導、監督等のため必要なものに限るものとする。

(立入職員の指定及び身分証明書の交付)

第4条 法の施行に関する事務を主管する警察本部の課長及び警察署長は、立入検査を適正かつ効果的に行うため、あらかじめ立入検査を行う職員を指定するものとする。

2 前項の指定は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第70条の規定による身分証明書を交付して行うものとする。

(委任)

第5条 この公安委員会規程に定めるもののほか、報告等の要求及び立入検査に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、平成31年5月1日から施行する。

(警備業法の規定に基づく立入検査に関する規程の廃止)

2 警備業法の規定に基づく立入検査に関する規程（平成21年島根県公安委員会規程第1号）は、廃止する。